

# 空き家と一緒に農地を

“売りたい”

“買いたい”

方へ



空き家バンクに登録した空き家に付随する農地について、取得するための要件が一部緩和されます!!

中山間地域への移住や遊休農地の発生防止・解消を目指しています。

## 手続きの流れ

売希望者が空き家と付隨する農地を「空き家バンク」に登録

売希望者が農業委員会に「別段の面積の区域指定申請書」を提出

農業委員会が審議し売希望者へ「指定通知書」を送ります

買希望者が農業委員会に「農地法第3条許可申請書」を提出

農業委員会が審議し買希望者へ「3条許可書」を送ります

買希望者が法務局で「所有権移転登記」を行います  
【農地取得完了】

買希望者は取得後 5年以上耕作をする誓約書を提出します

農地を取得するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- すべての農地を効率的に耕作すること
- 農作業に常時（150日以上）従事すること
- 地域と調和した営農をし、周辺農地に支障が生じないこと
- 権利取得後、本人または世帯員の耕作する農地面積が1アール（100m<sup>2</sup>）以上あること

→通常は30アールですが本事業では1アールに下がります

【お問い合わせ】

空き家に関すること

中山間地域活性化推進課 ☎054-639-0120

空き家に付属する農地のこと

農業委員会事務局 ☎054-643-3269